

一般社団法人 宮崎県農業法人経営者協会
入会手続きに関する規程

一般社団法人 宮崎県農業法人経営者協会

入会手続きに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会（以下「本協会」という。）の入会に関して、必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(4) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(入会資格)

第3条 会員になろうとする者は、次のアからカまでのいずれかに該当する場合は入会申込を受け付けない。

(ア) 経営に事実上参加している者が暴力団員及び暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律台77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員及び暴力団員等が経営に実質的に関与している者。

(ウ) 経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員及び暴力団員等の利用等をしている者。

(エ) 経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員及び暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

(オ) 経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(カ) 定款第5条の規定に満たない者。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書に登記簿謄本（履歴事項全部証明書）または既会員の紹介状を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けて入会できるものとする。

(入会の決定)

第5条 前条の手続きにより入会申込書が提出された場合、理事会においてその諾否を決定し通知するものとする。

(その他)

第6条 前記各条に掲げるもののほか、この規定に定めのないもので、必要な事項が生じたときは会長が、理事の意見を聞いて定める。

(本規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則 この要領は、平成24年3月27日から施行する。

この要領は、平成31年2月21日から施行する。

この要領は、令和元年6月27日から施行する。